

○企画財政課長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は福生市立福生第五小学校増築第三期建築請負工事契約につき議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事と申しますのは、第五小学校の増築でございまして、鉄筋コンクリート四階建ての一部二階建ての建築で、建築面積が千百十二平方メートル、普通教室二つと特別教室三つをつくるものでございます。

この契約につきましては、指名競争入札により八者による入札の結果、八千九百八十万円をもちまして株式会社浅沼組に落札をした次第でございまして、なお、工期は五十二年三月二十五日となっております。なお、これと関連いたしまして、電気設備につきましては八百四十五万円をもちまして、荒井電業社、給排衛生設備につきましては千六百四十万円をもちまして、石川設備工業社がそれぞれ落札をしてあります。

以上、簡単でございしますが、議案第九十六号の説明にかえさせていただきます。

○議長（岩田博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（高波 忠君） この問題とは又違うんですが、浅沼組は昨年の七月、下水道工事のときにガスの爆発事故がございまして、最終的には作業員が亡くなったわけですが、その後、建設委員会においてもこの問題を取り上げまして説明を求めました。が、当時、ガス会社が悪いのか工事が悪いのかは、なだいま警察において調査中であるので、いまのところわかりませんという理事者側の答弁がありました。今日に至っておりますが、その後の結果について御報告いただきたいと見えます。

○下水道課長（須崎 進君） お答え申し上げます。

本件につきましては、建設委員会等で御報告を申し上げてきたわけでございますが、大変不幸な事故でございまして、二名の方が亡くなったというところでございます。その後、浅沼組は鋭意努力いたしまして工事が完成いたしました。さうな、問題となっており、遺族の方々への補償についても、私どもの方が指示をしたわけですか、鋭意努力されて、市に対して十月十九日付で亡くなられたお二方の示談書を持って来っております。それと同時に、市に持って来る以前に、警察の方へその示談書を持って行っているという報告を聞いております。警察の方へいたしましたのは、捜査の段階で

ございますので、私どももその時点では捜査を続けているという事は聞いておりますが、その後については、私どもも警察で捜査の経過を聞いておりませんし、警察の方でも、その時点では捜査を継続しているという事でございましたが、いずれにいたしましても、示談書によりまして遺族と円滑解決を見ているという報告と同時に、警察の方からもそういうふう聞いております。それ以後、警察の方でどうなっているか私どもよく存じておりません。

○二十番(高波 忠君) 示談書ではなく、工事の施工者が悪いのか、あるいはガス会社の埋設が悪いのかという事で問題になっていたわけですが、これは警察の方で目下参考物件を持つていて調べているのでわからないという事であるので、それはまだはっきりどちらがどうという事はないわけですね。それでこういう疑惑のある会社を入札させなければならぬという事が、ほかに適当な建設業者がなかったということになるわけですが、その点もう一度伺いたい。

○企恵財政課長(上野重勝君) 通常工事の事件あるいは汚職事件等もありますが、こういうものに対する罰則というか態度というものは、通常の場合指名停止の方法をとっております。これは東京都で公式には発表しておりません

が、私ども内々に聞いております指名停止の期間がございまして、東京都の場合には最高六カ月というふうに聞いております。したがいまして、私どもといたしましては事故発生以来六カ月間を指名停止期間として指名をいたしております。

それから、ただいまの刑事事件との関連でございしますが、これは刑事事件でございしますので、果たしてどちらに非があるのかという事については、相当長期にわたる調査なり又裁判結果が必要であらうかと思っておりますので、私どもといたしましては指名に適当な技術内容あるいはその後の誠意が示されてきたかどうかを判断いたしまして、ただいま申し上げましたように遺族に対する補償が完全に行われて、非常に誠意を見せているという事、さらに又、これが技術の根本に関するものではない。又、これが経営の基盤に関する問題ではない。いわゆる経営上の重大な問題ではないというふうに判断をいたしまして、今回指名を解除いたしまして、又新たに指名をいたしたわけでございます。

○六番(村尾栄次君) この件につきまして下水道課長にお尋ねしたいのですが、この浅沼組という会社は大体建設が主で土木の方は後でできたわけでございます。一たこの件につきまして、建設の方でございしますので、非常に内容的にはいいのではないかとと思いますが、土木

の方につきまして警察の方の事故内容というものについての報告なり、又後の処置についてもしっかりしたことになりました。指名とかいうものについて御配慮願うということをお願いしておきたいと、以上要望でございますがお願いいたします。

○九番(竹田政勝君) これは第五小学校の増築に関するところでございますが、特別教室並びに普通教室ということで、普通教室二つ、特別教室三つできるということでございますが、特別教室の内容は、図工と家庭で、そのほかもう一つはこの学級であるか、又第五小学校は非常に特別教室が少なかつたわけですが、ここで三つできるとなると大変充実できるわけでございますが、まだそのほかにも給食室が非常に狭くて廊下で配膳しなければならぬという形をとっておるわけでございます。それで廊下で配膳をしているのに、子供が体育館等へかよう場合にちよつとついで外へ出て行つてしまつたということで配膳に苦慮しているという話も聞きましたので、又折子を見て、これを少しでも早くつくつてもういいというふうに思つております。

特別教室ができるが、その一つは何の特別教室か教えていただきたいと思ひます。

○教育委員会庶務課長(浅見裕康君) あつては視聴覚室でございます。

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九十六号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十七議案第九十七号福生市立福生第二中学校増築第五期建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案も前議案同様福生市立福生第二中学校増築第五期建築工事請負契約について議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事は第二中学校の増築工事でございます。鉄筋コンクリートづくり四階建て、延べ面積三百三十四平方メートル、普通教室四教室をつくらうとするものでございます。

その契約につきましては別紙資料添付のとおり八者をもちまして指名競争入札に付しましたところ、三千四百十万円をもちまして株式会社縄組に落札いたしましたものでございます。

なお、工期につきましては五十三年三月二十五日までとなっております。又本工事につきましては分離発注をいたしておりません。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十八議案第九十八号仮称福生市中央地区学習等供用施設建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案も前二議案と同様、仮称福生市中央地区学習等供用施設建築工事請負契約について議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事は本町六町内の地域で、鉄筋コンクリート二階建ての建物をつくるもので、その面積は五百五十七平方メートル、一階に保育室、小会議室、事務室等を配置、二階に集会室、和室等をつくるものでございます。本工事では、別紙添付の資料のとおり八者をもちまして指名競争入札をいたしましたところ、五十七万七千円をもちまして鉄建建設株式会社建築支店が落札したものでございます。

なお、工期につきましては五十三年三月二十五日までとなっております。なお、同時に行われている設備工事については、五百七十万円をもって原田電気設備株式会社に、除湿温度保持設備工事は千二百五十八万円をもちまして第一工業株式会社が落札をいたしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（岩田 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で質疑を終わります。

○六番（村尾栄次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案にあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案にあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よう議案第九十八号は原案にあり可決いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第十九議案第九十九号福生市屋外運動場（牛浜球場）整

備工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第九十九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案も工事請負契約につきまして議会の議決を経ようとするものでございまして、福生市屋外運動場、いわゆる牛浜球場の整備工事請負契約でございます。この工事の内容は、牛浜の球場のグラウンド整地造成が一万三千九百平方メートル、芝生舗装が六千六百八平方メートル、バックネット取りつけ、本部席、ダックアウト等百五十四平方メートル、そのほか内野の擁壁の改修等を行うものでございます。本工事につきましては別紙資料のとおり八者により指名競争入札に付しましたところ、七千三百四十万円をもちまして田村建設工業株式会社が落札いたしましたものでございます。

なお、工期につきましては、昭和五十三年三月三十一日までとなっております。以上、雑ばくでございますが提案理由の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第二十議案第百号福生市教育委員会委員の任命について

てを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お許しをいただきまして、議案第百号福生市教育委員会委員の任命につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

現在教育委員であり、又教育委員長でございます木住野元一氏は、本年十月二十日をもって任期となります。まだ幾ばくかの日にちはございますけれども、この機会に提案させていただきます。木住野元一氏は、昭和四十八年十月二十一日、議会の御同意をいただきまして教育委員に任命いただき、現在まで教育委員長といたしましてその職責を全うされてこられました。任期が近づきまして、私たちといたしましても各方面から考慮をはうたわけでございますが、木住野氏は四年間の教育委員長就任中、きわめてその任務を完全に全うされました。しかも御承知のように、俳句の宗匠といたしまして高い教養をお持ちでございます。文化とともに福生市の建設に当たりまして、その指導者として最

も適任と存じまして、この際再任いたしていただくべく本議会に御同意方の議案を提出した次第でございます。

木住野氏は大正元年十月五日の生まれでございます。あと数日をもって満六十五歳になられますが、おみ足が少々お悪いようでございますが、肉体的に又精神的にきわめて健康でございます。学歴、職歴等につきましては資料として添付してございますので、それを御覧いただきたいと思いますが、長い教員並びに校長としての職責を全うされ、学校教育の技術的な面におきましてはけだしベテランでございますので、私どもといたしましても、責任を持ちまして御提案申し上げた次第でございます。何とぞ慎重な御審議をちょうだいいただきまして、原案どおり御可決いただきませうようお願いを申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百号については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第百号については原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第二十二陳情第四号私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいただきます。

（市川議事係長朗読） 別添参照

○議長（岩田 博君） 本陳情書について御意見等ありましたらお願いいたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で意見を終わります。

陳情第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第四号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。陳情第四号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第二十二閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。総務、建設の両委員長から、目下両委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付してあります申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議九
閉会中の
継続審査
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議百
陳四

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 ようて本件申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第二十三特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件について三常任委員会から継続調査の要求がありましたので、お手元に御配付の特定事件継続調査事項表のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 ようて本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

議会運営委員長からも報告されましたが、お手元に御配付してありますとおり意見書及び陳情書が提出されました。

この際本件を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 ようて本件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一議案第百一号高齢者医療制度確立に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十二番末次性男君登壇)

○二十二番(末次性男君) 御指名がありましたので、ただいま議題となっております議案第百一号につきまして簡単に提案理由の説明をいたします。

国民健康保険事業の危機存亡は、当福生市のみならず全国的な問題となっております。これがために、財政的援助について、当市議会といたしましても過去数回にわたりまして意見書を議決し、関係行政機関に提出してきましたことはすでに御承知のとおりでございます。

この国民健康保険財政を圧迫している主原因は、老人医療問題にあることはいふまでもありません。このことについて全国市議会議長会としても協力的な運動を

議百一
陳五

続けていって伺っておりますが、根本的な解決策としては、老人に対する医療制度を現行制度から分離して別建てとし、福祉政策の一環として国の責任において実施することであります。政府及び関係機関では、実施のための方策を検討していらっしゃると思いますが、早急にこれを実施に移し、国民健康保険財政の根本的解決と老人福祉政策の確立を回されるよう本意見書を提出する次第であります。

どうかこの趣旨に皆さま方の御賛同を賜り、万場一致の上、関係機関に御提出くださるようお願いいたしまして説明いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第百一号は原案どおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百一号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 追加日程第二陳情第五号老人医療費有料化反対及び制度改善に関する陳情書を議題といたします。
事務局をして陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 本陳情書について御意見等ありましたらお願いいたします。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で意見を終わります。

陳情第五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第五号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。